

碧南市立新川小学校PTA規約

第1章 名称および事務局

第1条 この会は碧南市立新川小学校PTAと称する。

第2条 この会は事務局を新川小学校に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は父母またはこれに代わるものと教職員が協力して、家庭と学校における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 1 学校および家庭における教育の理解と、その振興をはかる。
- 2 児童の校外における生活の指導をする。
- 3 教育環境の改善を進める。
- 4 その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 会 員

第5条 この会の会員は、次の各号に当たるものとする。

- 1 新川小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの。
- 2 新川小学校の教職員。

第4章 役員および監事

第6条 この会は、次の役員および監事を置く。

会 長	1名	副会長	2名（男女各1名）
書 記	2名（女性1名、教師1名）	会 計	2名（教師1名）
委員長	5名（内2名は副会長が兼任する。）		
参 与	1名（学校長）	監 事	2名

第7条 父母の役員、監事の任期は1年とする。ただし、監事をのぞき再任はしない。

第8条 役員並びに、監事の任務は、次のとおりとする。

- 1 会 長 会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
なお、副会長の男性は保健体育委員長、女性は家庭教育研修副委員長を兼任する。
- 3 書 記 議事その他を記録・保管し、その他必要な事務を行う。
なお、父母の書記（女性）は家庭教育研修委員長を兼任する。
- 4 会 計 会計事務一切を処理する。
- 5 委員長 各委員会を統括する。

6 参 与 学校管理ならびに教育上、各種委員会に出席して、意見を述べることができる。

7 監 事 この会の会計を監査し、これを報告する。

第9条 役員ならびに監事・選挙管理委員の選出は、次のとおり行う。

1 選出の手続きは、細則で定める。

2 会長・副会長・会計・書記・委員長・監事は、総会において承認を得る。

第5章 総 会

第10条 この会は、毎年1回以上、定期総会を開き、次の事項を協議する。

1 事業報告・決算報告 2 活動計画・予算の承認 3 役員・監事の選出
4 規約の改正 5 その他重要事項

ただし、実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開く。総会の定足数は、全会員の5分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第6章 実行委員会および各種委員会

第11条 この会の活動を推進するために、次の委員会を設けて運営する。

1 実行委員会

(1) 実行委員会は、役員・細則で選出された実行委員および学校側委員代表をもって構成する。

(2) 実行委員会の任務は次のとおりとする。

ア 会長によって選ばれた、各種委員会の副委員長を承認する。

イ 各種委員会を構成し、委員会によって立案された活動計画を審議検討する。

ウ 総会に提出する議案を作成する。

エ その他、会員によって委任された事項を処理する。

(3) 実行委員会は、委員の半数以上が出席したとき成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

2 各種委員会

(1) 委員会として、文化広報委員会・保健体育委員会・生活安全委員会・環境委員会・家庭教育研修委員会を設ける。

必要に応じて、実行委員会により、特別委員会を臨時に設けることができる。

(2) 各種委員会は、各分団から選出された実行委員によって構成される。

ただし、家庭教育研修委員会は、女子副会長・書記・委員によって構成される。

(3) 各種委員会の任務は、次のとおりとする。

ア 文化広報委員会は、児童の文化向上に関する一切の計画に協力すると共に、会員の研修の企画・運営にたずさわって、あわせて広報活動（太陽新聞等）を行い、地域社会・関係団体に対し情報の伝達・意見の交換につとめる。

イ 保健体育委員会は、児童の保健体育の向上に関するすべての計画、児童の栄養に関する計画に協力し、児童の健康促進につとめる。

- ウ 生活安全委員会は、児童の校外における生活指導、特に分団活動、交通安全指導にあたり、児童の健全育成に協力する。
- エ 環境委員会は、児童の安全福祉・環境改善に関する事業に参加協力する。
- オ 家庭教育研修委員会は、学校・家庭における児童の教育を理解し、その研修に関する企画運営に参加協力する。
- (4) 特別委員会は、特別委員会が構成されたときに、その任務に関する事項を計画し実施する。

第7章 会 計

第12条 この会の経費は、会費・寄付金・その他をもって充てる。

- 1 会費は総会において決定した会費を納める。
- 2 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 改 正

第13条 この会の会則は総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により改正できる。

付 則

この会則は昭和24年5月9日より施行する。

昭和38年2月13日一部改正。昭和43年3月17日一部改正。

昭和44年3月12日全面改正。昭和49年3月6日一部改正。

昭和52年3月7日一部改正する。

ただし、細則第7条の規定は昭和46年4月1日より施行。

昭和52年3月7日一部改正。昭和55年4月15日一部改正。

昭和60年4月19日一部改正。昭和61年4月24日一部改正。

平成4年4月20日一部改正。平成8年4月25日一部改正。

平成9年4月25日一部改定。平成11年4月21日一部改正。

平成13年4月20日一部改正。平成14年4月25日一部改正。

平成17年4月28日一部改正。平成18年4月22日一部改正。

細 則

第1条 役員は、会員の中の5年生各クラスから男女1名ずつを会員の投票により選出する。選挙で選ばれた役員の互選により役職を決め、各種委員長については兼務を妨げない。

第2条 次年度の役員・監事・選挙管理委員を選出するために、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、次により構成する。

1 役員

2 実行委員から5名を選出する。

第4条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

1 選挙管理委員の任務は、次年度の役員選出に関する事項を処理する。任期は1年とするが、再任を妨げない。

2 過去の役員または選挙にて実行委員長に選出されている会員は、次年度以降の役員投票名簿への名簿記載は行わない。但し、当事者が希望する場合は、この限りではない。

3 次年度の役員選出のための会員の投票名簿の作成及び開票は、会員より選出された選挙管理委員2名以上の立会いのもと行う。

4 次年度の役員・監事の候補者を実行委員会に発表・承認を得なければならない。

5 発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

第5条 選挙管理委員会の委員長は委員の互選により選出する。任期は1年とするが、再任を妨げない。

第6条 監事は選挙管理委員長が選出し、実行委員会に発表・承認を得なければならない。

第7条 各分団の選出の実行委員数は各分団1名とする。実行委員は各分団の慣例とするところにより、現実行委員の世話により選出する。

※分団の内訳 鶴ヶ崎、東松江、西松江、田尻、久杵、西山、東山、浜尾、千福

一部改正 平成28年4月21日（第7条）

一部改正 令和6年4月19日（第7条）

一部改正 令和7年4月18日（第1条）